

高砂市健康推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市健康推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる構成団体のうちから、知識経験を有する者その他適当と認める者を市長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高砂市健康増進計画（以下「計画」という。）策定に関すること。
- (2) 計画素案の調整、修正等に関すること。
- (3) 医師会、歯科医師会、福祉団体等関係機関との連携に関すること。
- (4) 地域における健康づくりの効果的な推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健康推進事業に関すること。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を統括し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明、報告又は意見を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開とする。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に定める不開示情報に該当する事項について、会議を非公開とすることができる。

2 会議の公開に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康文化部健康市民室健康増進課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会についての必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

高砂市健康推進協議会委員

区分	氏名	団体名	役職
保健・医療関係者	増田 章吾	高砂市医師会	会長
	岩本 宏	播磨歯科医師会	
	加藤 誠一	播磨薬剤師会	
地域団体関係者	前田 栄一	高砂市連合自治会	副会長
	富士原 恵子	高砂市連合婦人会	
	中筋 光代	高砂市老人クラブ連合 会	
	井本 公子	高砂いずみ会	
	中村 和代	加古川健康福祉事務所 管内栄養士会	
	藤原 良文	高砂市スポーツ推進委 員会	
福祉関係者	玉野 滋子	高砂市民生委員児童委 員協議会	
	大野 正裕	高砂市社会福祉協議会	
事業所関係者	石田 高男	高砂商工会議所	
教育・保育関係者	加納 生也	高砂市中学校長会	
	塩田 和子	高砂市公立園長会	
関係行政機関	竹内 みな子	加古川健康福祉事務所	
	永田 正男	高砂市民病院	